



114
A 120
108



回鹿下引被

大正十一年四月
侯爵邸寄贈

108

台出本領安協結

仰對在內知所取

上地_三處身未留地

石_三不向去在年

物_三成市藏系多法

下_三其分海方之成勢

辭_三致如一旦法

百_三之_三紀_三可_三致_三給_三

百三十九號

收

仰

收

中

為

如

奉

所

六

站

支

地

地方局... 同指反

計... 昨今... 本願安

儲... 仰... 莊... 示

被... 昨... 年... 收... 納... 簿... 方

語... 連... 來... 向... 有... 括

均... 有... 昨... 年... 分... 一... 圖

此... 實... 以... 得... 以... 證

一... 回... 故... 事... 理... 何

已... 經... 辦... 理... 完... 畢

茲... 將... 結... 算... 數... 目

詳... 列... 於... 後... 以... 便

查... 核... 實... 確... 切... 無... 誤

地方局之志同協友

計在如昨今本願安

儲蓄 仰付事在系

被下分昨年收納海方

語速如來山向有之

地有若之昨年分一園

張下之與前書在系

中分不列直山分一事

而格相來山色有之

昨年收納一園不納

相海之難申作同

本願安信

竹有山月ヨリ被下

行政官

一旦活林

前安貞幼

和成本

半減三

沂所置

母...
一...

張...前書...
...

少...不...
...

兩...
...

昨...
...

相...
...

本...
...

仰...
...

割...
...

然...
...

也

一

行政官

一旦...
...

前...
...

成...
...

半...
...

所...
...

仰...
...

當...
...

有...
...



前書在案

不列五山之事

お來いさるる

收納一圓不納

雜申指間

安堵

月ヨリ被下給

多にお渡す

一應及水打合

行政官支配者

一旦清扶助受加

前安貞効追々清取調

お成本領安堵或

半減三分一減之

御所置にお成

仰方月ヨリ下賜

當之律

右通正評安成

